

## IV-10 歴史・文化

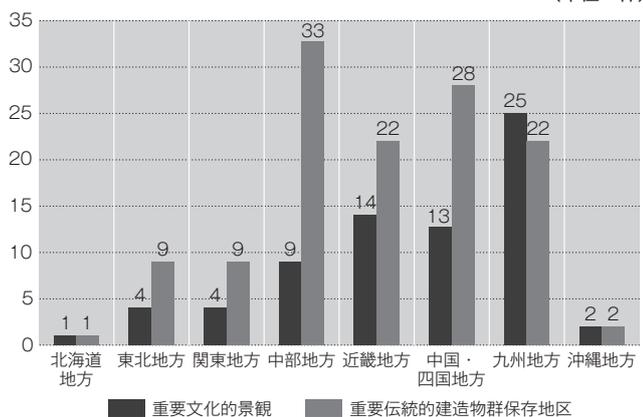
文化芸術推進基本計画(第2期)策定  
文化庁の京都での業務開始

### (1)文化財保護法に基づく指定状況

文化財保護法の対象となる文化財の種類のうち、観光との関連が強い「文化的景観」(地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地)と「伝統的建造物群保存地区」(宿場町、城下町、農漁村等)については、2023年3月31日時点で、「重要文化的景観」72件、「重要伝統的建造物群保存地区」126地区が選定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-1参照)。

2022年度は、「重要文化的景観」として1件が新たに選定された(表IV-10-1)。

図IV-10-1 地方ブロックごとの選定件数  
(重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区)  
(2023年3月31日時点) (単位:件)



※地域区分はP125参照

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

表IV-10-1 2022年度に新規選定された重要文化的景観

文化財名	緒方川と緒方盆地の農村景観
所在地	大分県豊後大野市
概要	大分県南西部の阿蘇火山に由来する溶結凝灰岩が覆う丘陵地帯において、緒方川の侵食により形成された河岸段丘を農地として利用するため、水路開削により稲作地帯として発展を遂げてきた農村の変遷を伝える文化的景観
選定年月日	2023年3月20日

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

### (2)文化庁の観光関連施策の動向

#### ①概要

2022年度も、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備、文化観光の推進、世界文化遺産関連等、文化庁事業全体として観光振興に関連した事業が実施された。文化庁予算は対前年度1億円増の1,076億円となり、加えて補正予算(713億円)が成立した(表IV-10-2)。

#### ②文化芸術推進基本計画(第2期)策定

2023年3月、2023年度から2027年度までの5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた文化芸術推進基本企画(第2期)が閣議決定された。

5年間における重点取り組みとして、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、文化資源の保存と活用の一層の促進、文化芸術を通じた次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術を通じた地方創生の推進、デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進、の7点を挙げている。

#### ③文化庁の京都移転

2023年3月27日、文化庁は京都に移転し、新庁舎での業務を開始した。移転にあわせて「長官戦略室」、「食文化推進本部」、「文化観光推進本部」が新たに設置された。

2016年3月22日に決定された「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方創生の一環として移転準備が進められていたもので、東京一極集中の是正、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用等、新たな文化行政の展開を進めるうえで大きな契機になるものと位置付けられている。

#### ④「食文化あふれる国・日本」プロジェクト

2021年の文化財保護法一部改正により、食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。

食文化については文化庁が「『食文化あふれる国・日本』プロジェクト」を実施しており、2022年度は「食文化インバウンド促進のための動向調査」や、特色ある食文化の文化財登録とその魅力の国内外への発信の推進を目的とした「『食文化ストーリー』創出・発信モデル事業」等が行われた。

#### ⑤文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

文化庁では、「明日の日本を支える観光ビジョン」で目標のひとつとして掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するべく、文化財を中核とする観光拠点の整備、ならびに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取り組みを推進している。

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保を目的として、2019年1月から運用開始された国際観光旅客税(通称:出国税)を活用した事業として「文化資源を活用したインバウンドのための環境整備」を実施し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう磨き上げる取り組みを支援している。

表IV-10-2 2022年度文化庁予算の概要

(単位：億円)

事項	【総表】		
	2022年度 予算額	2021年度 補正予算額	前年度 予算額
	1,076	905	1,075
事項	2022年度 予算額	2021年度 補正予算額	前年度 予算額
文化芸術の新たな政策パッケージを基軸とした文化芸術の創造・発展と人材育成	223	695	224
文化芸術のグローバル展開	44	—	47
文化芸術の創造支援 ●「食文化あふれる国・日本」プロジェクト ほか	88	—	89
芸術教育体験・文化芸術の担い手育成	91	—	88
文化財の匠プロジェクト等の推進による文化資源の持続可能な活用の推進	444	155	458
文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 ●史跡等の保存整備・活用等 ほか (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 ほか)	252	—	267
多様な文化遺産の公開活用の促進等 ●地域文化財の総合的な活用の推進 ほか (日本遺産活性化推進事業、地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備、文化財保存活用地域計画作成、文化財保存活用大綱作成、地域のシンボル整備等))	193	—	191
文化振興を支える拠点等の整備・充実	363	55	355
文化拠点機能強化・文化観光推進プラン (文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業、博物館等の国際交流の促進事業)	22	—	20
博物館機能強化の推進(Innovate MUSEUM事業、博物館の経営改善・機能強化の促進事業)	4	—	—
国立文化施設の機能強化・整備	318	—	312
生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進	10	—	10
DX時代の著作権施策の推進	2	—	2

※上記のほか、補正予算(計713億円)が成立

国際観光旅客税財源事業： 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備	22	—	—
---	----	---	---

資料：文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

## ●「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として始まった「日本博」は、「日本人と自然」という総合テーマのもとに、各地域が誇るさまざまな文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化等を図ることを目的としていた。

今後は、2025年大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、日本各地の文化資源をさらに磨き上げるとしている。

## ●「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」

「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」では、国指定文化財等を核として、文化財の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するため、史料や研究資料等に基づいた復元行事や展示・体験事業を通じて、歴史的な出来事や当時の生活を再現することにより、生きた歴史の体感・体験につなげ、文化財の理解を促進する取り組みを支援している。

また、「観光拠点整備事業」として、訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産等において、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコン

テンツの作成等を行うことで、観光拠点としてのさらなる磨き上げを図っている。

2022年度の「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」には6件が採択され(表IV-10-3)、ファッション、食文化、アート等、さまざまな切り口による歴史体感プログラムの開発が進められている。

## ⑥博物館法の一部改正

博物館法の制定から約70年が経過する中、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す等、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定を整備することを目的に、2022年4月に博物館法が改正された。

博物館法の目的については、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づき定められた。博物館の事業については、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されたほか、他の博物館等との連携、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光等地域の活力向上への寄与が努力義務として盛り込まれた。

表IV-10-3 2022年度「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」採択一覧

都道府県	補助事業者名	補助事業名
宮城県	多賀城創建1300年記念事業実行委員会	多賀城創建1300年歴史体感プログラム
山梨県	梅之木縄文ムラ活用促進協議会	梅之木縄文ムラLiving Prehistory体感プログラム事業
山梨県	公益財団法人清春白樺美術館財団	清春芸術村 Living History 促進事業 北杜の縄文を芸術とともに五感で体験するアートツアー リズム～「いま・ここ」の視点から縄文より受け継ぐ異文化との共創、自然との共生～
三重県	日本忍者協議会	忍者の精神や伝統技術、忍者文化を体感する「忍道プロジェクト」
京都府	一般社団法人先端イメージング工学研究所	令和絵巻に見る仁和寺と戊辰戦争の史実仮想再現
大阪府	八尾市	八尾市の歴史資産体感プログラム事業

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

### (3)文化財活用に関する計画策定の動向

#### ①文化財保存活用地域計画、文化財保存活用大綱

##### ●文化財保存活用地域計画

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための計画である「文化財保存活用地域計画(以下、地域計画)」は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとされている。2018年度の文化財保護法の改正に伴い、それまでの「歴史文化基本構想(以下、基本構想)」を実効的に発展させ法律に位置付けたもの。基本構想や地域計画の策定地域は、文化財を中核とする観光拠点整備の基盤のひとつとして位置付けられている。

2022年度は、新たに38件の地域計画が策定され、2022年3月31日時点で、96件の地域計画が策定されている。

地域計画については、文化庁が「地域文化財総合活用推進事業」内において「文化財保存活用地域計画作成事業」を実施し、地域計画作成に対する支援を引き続き実施した(2022年度の採択件数は145件)。

また、「地域文化財総合活用推進事業(地域計画等)」を実施し、地域計画等を活用した文化財を中核とする拠点形成に資する事業(人材育成、普及啓発)に対する支援を行った。

##### ●文化財保存活用大綱

文化財保護法の改正に伴い新たに制度化された「文化財保存活用大綱」は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取り組み、市町村への支援の方針等について定められる。

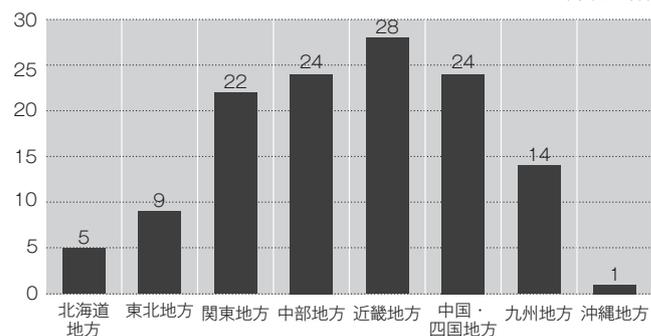
2023年3月31日時点で、44道府県で策定されている。

#### ②日本遺産

文化庁は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定している。ストーリーを語るうえで不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としている文化財を中核とする観光拠点の代表例と位置付けられ、2023年3月31日時点で、104件のストーリーが認定されている(地方ブロックごとの認定件数は図IV-10-2参照)。

図IV-10-2 地方ブロックごとの日本遺産認定件数(2023年3月31日時点)

(単位:件)



※地域区分はP125参照

※複数地域にまたがるものがあるため、地方別の合計は認定件数と合致しない

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

2022年度は、2016年度に認定された19地域に対する総括評価・継続審査が行われ、重点支援地域3件、認定地域13件、認定地域(条件付き)3件となった(表IV-10-4)。2022年度は候補地域の認定件数は0件であった。なお、日本遺産であることが適当とされた地域の数100件程度を超える場合、認定地域(条件付き)と候補地域について相対評価を行い、上位の地域を日本遺産とする、としている。

日本遺産については文化庁が「日本遺産活性化推進事業」「観光拠点整備事業(地域文化財総合活用推進事業)」、「文化遺産観光拠点充実事業」を実施し、日本遺産認定後に行う情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備、構成文化財の魅力向上等の事業に対して財政支援を行うとともに、各認定地域が抱える個別の課題に対して指導・助言を行う日本遺産プロデューサーの派遣等を行っている。

#### ③歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」は、現代社会において失われつつある地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援するもので、文化庁、農林水産省、国土交通省の共管となっている。市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」に対して国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づくさまざまな特別の措置や国による支援が受けられるようになる。

2022年度は、前橋市(群馬県)、新庄市(山形県)、上田市(長野県)の3件が新たに認定され、2023年3月31日時点で、90件が認定されている(地方ブロックごとの認定件数は図IV-10-3参照)。

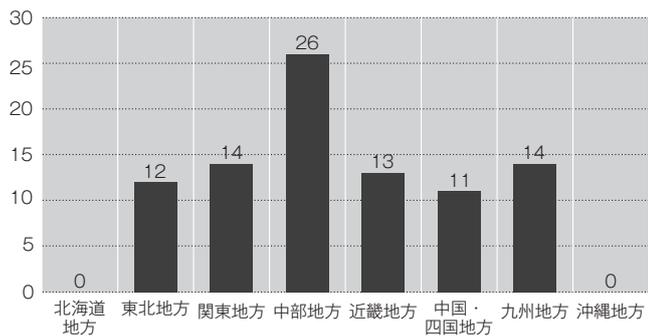
表IV-10-4 2016年度日本遺産認定地域 総括評価・継続審査結果

	県名	申請者(◎印は代表自治体)	ストーリー	
重点支援地域	山形県	◎山形県(鶴岡市、西川町、庄内町)	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』 ～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～	
	石川県	小松市	『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～	
	島根県	雲南市、◎安来市、奥出雲町	出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～	
認定地域	宮城県	◎宮城県(仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町)	政宗が育んだ“伊達”な文化	
	福島県	◎会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～	
	福島県	◎郡山市、猪苗代町	未来を拓いた「一本の水路」 ～大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代～	
	千葉県	◎千葉県(佐倉市、成田市、香取市、銚子市)	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」～佐倉・成田・佐原・銚子:百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群～	
	神奈川県	伊勢原市	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～	
	長野県、岐阜県	長野県(◎南木曾町、大桑村、上松町、木曾町、木祖村、王滝村、塩尻市)、岐阜県(中津川市)	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～	
	岐阜県	高山市	飛騨匠の技・こころ一木とともに、今に引き継ぐ1300年～	
	兵庫県	◎淡路市、洲本市、南あわじ市	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」 ～古代国家を支えた海人の営み～	
	和歌山県	◎和歌山県(新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)	鯨とともに生きる	
	鳥取県	◎大山町、伯耆町、江府町、米子市	地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市	
	神奈川県、広島県、長崎県、京都府	横須賀市(神奈川県)、◎呉市(広島県)、佐世保市(長崎県)、舞鶴市(京都府)	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～	
	愛媛県、広島県	◎今治市(愛媛県)、尾道市(広島県)	“日本最大の海賊”の本拠地:芸予諸島 ～よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶～	
	佐賀県、長崎県	◎佐賀県(唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町) 長崎県(佐世保市、平戸市、波佐見町)	日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～	
	(認定地域) (条件付き)	神奈川県	鎌倉市	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
		新潟県	新潟市、三条市、長岡市、魚沼市、◎十日町市、津南町	「なんだ、コレは！」 信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化
奈良県		◎吉野町、下市町、黒滝村、天川村、北北山村、上北山村、川上村、東吉野村	森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～	

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

図IV-10-3 地方ブロックごとの歴史的風致維持向上計画認定件数(2023年3月31日時点)

(単位:件)



※地域区分はP125参照

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

④文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、2020年5月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」が施行された。

博物館や美術館、社寺、城郭等の文化資源の保存及び活用を行う施設が、「文化観光拠点施設」として、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会、旅行会社等の観光関係事業者等と連

携しながら観光振興に取り組む事業計画を主務大臣(文部科学大臣、国土交通大臣)が認定し、支援するもの。歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行う等、文化施設そのものの機能強化や、地域一体となった取り組みの進展が期待されている。

文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画(拠点計画)と、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画(地域計画)とがある。認定を受けると、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置や、国・地方公共団体・国立博物館等による助言、日本政府観光局(JNTO)による海外宣伝等の支援が受けられる。

2022年度は、新たに4件が認定され(表IV-10-5)、2023年3月31日時点で、45件の拠点計画及び地域計画が認定されている。2022年度は「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等による支援が行われた。

表IV-10-5 2022年度に認定された文化観光推進法に基づく拠点計画・地域計画

計画の実施地域	計画の種類	主な申請者	文化観光拠点施設	認定日
栃木県宇都宮市	拠点	栃木県	栃木県立博物館	2022年9月6日
福井県永平寺町	拠点	宗教法人大本山永平寺	大本山永平寺	
大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人大阪市博物館機構	大阪市立美術館	
群馬県富岡市	拠点	富岡市	富岡製糸場	2023年1月17日

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

## (4)世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する動向

## ①世界文化遺産

## ●第45回世界遺産委員会

2022年6月19日から30日にかけて、ロシアのカザンで開催される予定だった第45回世界遺産委員会は延期となった。ロシアによるウクライナ侵攻を受け46か国が不参加の意向を示し、議長国であるロシアは任期途中で辞任した。

なお、2023年9月10日から25日にかけて、サウジアラビアのリヤドを会場とし、2022年と2023年の2年分を審議予定となっている。

## ●各世界文化遺産の取り組み

世界文化遺産に対しては、文化庁が「地域文化財総合活用推進事業」、「文化遺産観光拠点充実事業」を実施し、人材育成、普及啓発、調査研究、活用環境整備に対する支援を行った。

2022年は、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が登録50周年を迎えた。世界遺産登録翌年から5年間にわたり、「古代東アジアにおける航海、交流、祭祀」をテーマとした特別研究が進められ、その成果報告会が2023年2月に行われた。

## ●日本の暫定一覧表記載遺産

2023年3月31日時点の日本の暫定一覧表には、全5件の文化遺産が記載されている(表IV-10-6)。

2021年12月、国の文化審議会が暫定リストのうち「佐渡島(さど)の金山」を世界文化遺産の推薦候補に決定し、2022年2月、日本政府は世界文化遺産への推薦を正式決定した。同月にユネスコに対して推薦書を提出していたが、その後ユネスコ事務局より推薦書の一部に不備が指摘され、2023年1月に再提出した。

今後は、2023年に国際記念物遺跡会議(ICOMOS)による現地調査が行われ、2024年春頃に登録の可否を勧告、夏に開かれる第46回ユネスコ世界遺産委員会で最終的に登録の可否が判断される予定。

表IV-10-6 日本の暫定一覧表記載遺産

NO.	遺産名	所在地	記載年
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1992
2	彦根城	滋賀県	1992
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	2007
4	佐渡島の金山 <sup>*1</sup>	新潟県	2010
5	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 <sup>**2</sup>	岩手県	2012

\*1:2023年現在推薦中

\*\*2:拡張

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

## ②ユネスコ無形文化遺産

## ●「風流踊」のユネスコ無形文化遺産登録

2022年11月28日から12月3日にかけて、モロッコのラバトで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会において、「風流踊」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録された(2009年に登録された「チャッキラコ」の拡張案件)。

ユネスコ無形文化遺産保護条約は、無形文化遺産を国内的及び国際的に保護することを目的とした条約で、世界遺産は「顕著な普遍的価値」が重要な登録基準であるのに対し、無形文化遺産には同様の基準がなく、世界各地の無形文化遺産の多様性を示すことに重きが置かれている。

2023年3月31日時点で、日本国内の無形文化遺産は22件となっている。

## ●「伝統的酒造り」の審査先送り

2022年3月に提案をした「伝統的酒造り」については、条約運用指示書の規定に基づき、審査が先送りされた。

(門脇茉海)